

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (前注註付) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東テイモール	東テイモール民主共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 と東テイモール民主共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及びび役務の購入	500,000千円 -----	2020.6.16 (同日)	日本側 岸田正巳在東テイ モール大使 デイオニ シオ・バボ・ソフレス外 務・協力大臣 東テイモール側 アナル・ソフレス外 務・協力大臣	2020.7.1 264号
東テイモール	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府と東テイモ ール民主共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	149,000千円 2027.12.31まで	2020.8.27 デイリデ (同日)	日本側 岸田正巳在東テイ モール大使 東テイモール側 アナル・ソフレス外 務・協力大臣	2020.9.14 387号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。